

岩手県告示第 106 号

独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）附則第 8 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業の施行のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨岩泉町長から届出があった。

平成 19 年 2 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

下閉伊郡岩泉町穴沢字野向に編入する区域

下閉伊郡岩泉町穴沢字道の下 53 の 2、55 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
備考 関係図面は、岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。